

会 計 部

令和 5 年(2023年) 1 2 月 8 日調製

定例会提出予定案件資料

1 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

(1) 専決処分の内容

物品購入代金の支払の遅延による損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

(2) 損害賠償の額

100 円

(3) 損害賠償の相手方

函館市内に住所を有する会社

(4) 専決処分の報告

地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、第 4 回市議会定例会に専決処分をした旨の報告をする。